

# ラリー競技開催規定

## 細則：第2種アベレージラリー開催規定

2006年 3月28日制定	2014年 11月27日改正	2021年 1月 1日施行
2006年 6月 1日施行	2015年 1月 1日施行	2021年 7月28日改正
2007年 8月 1日改正	2016年 3月24日改正	2022年 1月 1日施行
2008年 1月 1日施行	2016年 4月 1日施行	
2008年 7月31日改正	2017年 7月27日改正	
2008年 11月27日改正	2018年 1月 1日施行	
2009年 1月 1日施行	2018年 7月25日改正	
2012年 7月26日改正	2019年 1月 1日施行	
2013年 1月 1日施行	2020年 7月30日改正	

ラリー競技開催規定第2条に従い、第2種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

### 第1条 特別規則書

特別規則書には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

1. 競技内容：下記の事項を明記したうえ、競技方法の詳細を記すこと。
  - 1) 指示速度走行区間の有無（第4条3. に該当する区間を含む場合はその旨も記すこと。）
  - 2) 第4条3. に該当する区間を設定する場合は当該区間の路面の種別（舗装路面、非舗装路面等）も記すこと。
2. 競技距離：総走行距離および第4条3に該当する区間の総距離
3. 参加車両に搭載しなければならない備品  
非常用停止表示板（三角）2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品および該当する車両規定に定められている仕様の消火器、表面に赤字で「SOS」、裏面に緑字で「OK」と記されたA3版シート。
4. クルーおよび参加車両の変更に関する下記の事項
  - 1) 正式参加受理後のクルーおよび参加車両の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が

認められた場合はこの限りではない。

2) 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。

5. 参加車両に対する整備作業に関する下記の事項

1) 整備作業の監督を担当する競技役員名

2) 整備作業を行うことができる場所

3) サービスカーの管理方法

4) 整備作業の範囲

(1) タイヤの交換

(2) ランプ類のバルブの交換

(3) 点火プラグの交換

(4) Vベルトの交換

(5) 各部点検増締め

(6) 上記(1)～(5)以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲

## 第2条 参加車両

1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。

1) 国際格式競技：F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループNまたはグループA規定に従った車両。

F I A国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両。

2) 国内格式競技以下：

(1) J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR R N車両、R J車両、R P N車両、R F車両またはA E車両。

(2) F I A公認車両またはJ A F登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年J A F国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両(R B車両)。

(3) 第4条3. に該当する区間を設定する場合は、上記(1)の車

両に対し、J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章  
安全規定第2条、第3条および第4条に定められた安全装備を  
夫々装備しなければならない。

2. F I AまたはJ A Fの認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。
3. オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
4. 外国登録自動車を一時的に輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を満たしていること。

### 第3条 参加確認および参加車両検査

オーガナイザーは参加確認および参加車両検査に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。
  - 1) すべてのクルーの自動車運転免許証
  - 2) すべてのクルーの競技運転者許可証
  - 3) 競技参加者許可証
  - 4) 自動車検査証
  - 5) 自動車損害賠償責任保険証
  - 6) 対人賠償保険（または共済等）および搭乗者保険（または共済等）
  - 7) 臨時運行許可証（臨時運行許可申請書） ※必要な場合
  - 8) 自動車カルネおよび登録証書 ※必要な場合
2. 車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、第2条に記載された車両規定への適合性を検査すること。また、ヘルメット等の安全装備品の装着が義務づけられる競技会においては、クルーがそれらの装

備品を所持していることを確認すること。

3. タイヤの本数および仕様を規制するため、あるいは参加車両またはその構成部品の同一性を確認するため、これらにマーキングや封印等を施すことができる。マーキングや封印の実施については、特別規則書に明記しなければならない。参加者はこれらのマーキングや封印等を当初通り保持する責任を負う。
4. 競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。

#### 第4条 競技の設定

オーガナイザーは、競技設定に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. 組織許可申請時に設定を明らかにするため、区間距離表を提出しなければならない。区間距離表は、別掲の推奨様式に従うことが望ましい。
2. 指示速度はその道路の速度制限に従い、かつ全競技区間において瞬間的にもその道路の制限速度を超えないように設定すること。

山間部およびカーブの多い道路では、クルーの安全に留意し、ミスコースを誘発するようなコース設定ならびに競技運営を行わないこと。また、要所には中間連絡車または監視役員を配置すること。

3. 参加車両の遅着を想定した指示速度を与える区間については、設定区間の管理者等から使用承諾を得て一般交通から遮断するとともに、第6条の開催運営基準に準じた措置を講じること。

また、チェックポイント地点の安全を確保するため、当該区間では参加車両を、原則として1分間隔で1台ずつ再スタートさせること。

4. 競技中の走行距離最長150kmごとに連続して45分以上のレストタイムを設けなければならない。ただし、150kmの範囲で1回につき10分以上合計45分以上となるよう分割することも可能であり、連続走行2時間を目安にレストタイムを設けることを推奨する。また、500kmを超える競技にお

いては、累計500km以内の地点で連続して10時間以上のレストタイムを設けなければならない。

5. 休憩地点は道路以外で十分な駐車スペースを有する場所に設けること。
6. チェックポイントの位置とその区間距離の決定は安全を考慮した適切なものとする。
7. 参加車両のスタート方法は原則として、1分間隔とする。
8. 競技の開催前に複数回の試走を行うこと。
9. コースの距離測定に際して、高速自動車国道等の距離表示を基準距離とすること。
10. ラリー競技は最終のコントロールシート提出をもって終了とする。
11. 特別規則書に記載された競技方法は、いかなる場合も競技会審査委員会の承認なしに変更してはならない。

## 第5条 競技の運営

オーガナイザーは、競技運営に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. 当日の競技会本部および事務局の所在地と電話番号、ならびに競技会全体のタイムスケジュールを参加者に周知徹底させること。
2. 公式通知を発行する場合は、発行日時、通し番号、発行者および宛先を明記し、競技会本部または指定の場所に掲示すること（その場所は予め確実に参加者およびクルーに伝達すること）。状況によっては参加者およびクルーに直接伝達してもよいが、この場合は参加者およびクルーから確認の署名を得ること。
3. 必要な決定を遅滞なく行うため、競技会審査委員と競技長は、適切な通信手段等を用いて常に連絡が取れる状態でなければならず、また競技会審査委員のうち少なくとも1名は競技会本部付近に待機していなければならない。

4. 競技長は競技開始前に競技会審査委員の出席を得てドライバーズブリーフィングを開催すること。すべての参加者およびクルーはドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。
5. 競技中は先行車および追上車を配備して全行程を走行させ、参加車両の安全を確保すること。
6. 競技会における連絡体制は十分なものとし、とくに事故処理、救急に関するものについては万全の措置を講じること。
7. 各々のチェックポイントには2名以上の人員を配置すること。なお、そのうちの1名については公認審判員資格B3級以上の所持者でなければならない。（クローズド格式競技を除く）
8. 計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。
9. 競技長は競技上のアクシデントを受けたクルーの取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得て適切な措置を講じることができる。

## 第6条 第4条3に該当する区間の開催運営基準

1. 各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面の走行区間を組み合わせる場合は（ミックス路面を含み）、参加者に事前に情報を告知し、それぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。
2. 開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、国際競技については国際モータースポーツ競技規則付則H項にも従わなければならない。
  - 1) コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。
  - 2) コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。
  - 3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に、緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競

技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。

4) スタートからフィニッシュまでの間に通過確認（SOSトラッキング）連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。このラジオポイントは約5km毎に少なくとも1ヵ所設置しなければならない。

5) ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、赤旗を準備しておくこと。消火器（3kg以上）を準備することを強く推奨する。

6) スタート地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 緊急用車両
- 医師または救急救命措置の行える者
- 消火器（4kg×2本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

コースが15kmを越える場合、中間地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 緊急用車両
- 医師または救急救命措置の行える者
- 消火器（4kg×2本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

7) ストップ地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 消火器（4kg×2本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

8) 緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。

9) 開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。

- 10) 開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、J A F公認レーシングコースおよびJ A F公認スピード競技コース（2級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならず、J A Fの確認（査察等）を受けること。

#### 観客安全・コントロール

- ①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。
  - ②危険な場所はセーフティープランに盛り込むこと。オーガナイザーは、セーフティープランに示されている危険なエリアをはっきりと示すこと。それはまた観客の到着前に行うこと。
  - ③競技長は、救急委員長の推奨事項（F I A国際競技規則H項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合には第4条3. に該当する区間の走行を中止できるよう、先行車の乗員（および競技会審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。
  - ④競技中（先行車が通過後、追上車を通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。
  - ⑤競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。
  - ⑥オフィシャルは、はっきりと認識できるように、タバード等を身につけること。
  - ⑦開催場所は、観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。
  - ⑧インフォメーション（安全に対する告知）  
観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法で伝える  
－ パンフレット、チラシ、プログラム
- 11) 上記1)～10)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。



## 第7条 参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. クルーは、ドライバーおよびナビゲーターの2名で構成され、いずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。クルーの中に参加者がいない場合、参加車両に搭乗している間はドライバーが参加者の責任を負うものとする。
2. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。
3. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
4. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
5. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
6. 登録したクルー以外は乗車してはならないこと。
7. 競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
8. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
9. 安全ベルトは必ず装着し、第4条3. に該当する区間の走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
10. 第4条3. に該当する区間の走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
11. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。

12. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
13. 特別規則に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
14. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
15. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
16. オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。

## 第8条 罰則

参加者またはクルーが下記に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。

1. 交通事故を起こしたとき。
2. 道路交通法に違反したとき。
3. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
4. 走行マナーおよび態度や品行に問題があるとき。
5. チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
6. 車両規則違反が発見されたとき。
7. 参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が増えられたり、それらが失われたりしたとき。
8. 競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき。
9. 参加者およびクルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
10. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
11. 参加者およびクルーがドライバーズブリーフィングに遅刻または欠席したとき。
12. 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反

があったとき。

## 第9条 本規定の施行

本規定は、2022年1月1日から施行する。

以上

## 2種アベレージラリーの区間距離表推奨様式

CP/PC	コマ図	地名	道標	積算距離	区間距離 (区分1)	区間距離 (区分2)	指示速度 (km/h)	所用時間 (分:秒)	通過時刻 (時:分:秒)	備考
スタート	1	Aホテル	40		15.15	27.46	60分	60:00	20:31:00	時間 走行
	2	B町(交差点)	40	15.15	9.49					
	3		ナシ	24.64	2.82					
OMCP	4	D村	ナシ	27.46	13.51	43.59	44.0	21:59	20:52:59	
	5		ナシ	40.97	1.38					
	6		ナシ	42.35	0.42					
	7		ナシ	42.77	0.62					
	8		ナシ	43.39	0.20					
1CP		Eチーネット	ナシ	43.59	0.20	0.20	2分	02:00	20:54:59	時間 走行
SS1S	9		ナシ	43.79	4.50	4.50	SS	04:30	20:59:29	
SS1F	10		40	48.29	1.45	9.45	30.0	13:58	21:13:27	
PC1	11	D村	ナシ	49.74	5.50		45.0			
PC2	12		50	55.24	2.50		40.0			
2CP		F駐車場	ナシ	57.74						

- CP/PC欄：チェックポイント、速度変更地点（パスコントロールポイント）、タイムトライアルのスタート/フィニッシュ、補正地点等の位置を記入
- コマ図欄：コマ図番号を記入
- 積算距離欄：スタートからフィニッシュまでの積算距離を記入
- 道標欄：道路標識等による速度制限がある場合にはその数値を記入
- 区間距離欄：①区分1：各区間の距離を記入  
②区分2：チェックポイント間等の距離を記入
- 指示速度欄：各チェックポイントおよび速度変更地点間の指示速度または指定時間を記入（タイムトライアルの場合にはSSと記入）
- 所要時間欄：各チェックポイント間の所要時間を記入
- 通過時刻欄：1号車の通過予定時刻を記入
- 備考欄：特記事項を記入